

国際海上輸送部会運営規則

(趣旨)

第一条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）第七条第一項の規定に基づき海事分科会に設置する国際海上輸送部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 委員 交通政策審議会令第二条第一項に規定する委員をいう。
- 二 臨時委員 交通政策審議会令第二条第二項に規定する臨時委員をいう。

(組織)

第三条 部会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という）で構成する。

(部会長)

第四条 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第五条 部会は、部会長が招集する。

(会議の通知)

第六条 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ会議の日時、場所及び付議事項を委員等に通知する。

(書面による議事)

第七条 部会長は、やむを得ない事由により部会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決に代えることができる。

(議長)

第八条 部会長は、議長として、部会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第九条 部会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第十条 部会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第十一条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(小委員会)

第十二条 部会は、特定の事案を調査審議させるため、必要があると認めるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属すべき委員等は、部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

3 小委員会に、委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから、互選により選任する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員のうちから、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(準用規定)

第十三条 第五条から第十一条までの規定は、小委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「小委員会」と、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十四条 部会の庶務は、国土交通省海事局外航課において処理する。

(雑則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規則は、令和2年7月2日から施行する。